

本書の特色

- 1 地方公共団体の議会をすすめるにあたって生じる手続、権限、質疑などに関するさまざまな問題を解決！
- 2 議会関係者の研修会による「質疑」を関係法令、行政実例を根拠に回答！
- 3 「標準町村議会会議規則」を地方自治法、議会慣例などを交えて解説。

未永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

- ◇法改正や最新事例の追加等によって「台本（原本）」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」（有料）と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。
- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができます。
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できます。
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的です。

追録は購入しなければならないの？

- ◇常に最新内容でご利用いただけるよう、台本の購入以降に発行される追録（有料）のご購読もお願いしています。
- ◇追録は、お客様からお届けの停止（購読中止）のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◇ご利用条件については、商品ごとの「利用規約（規程）」にてご案内しています。
- ◇年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

商品に関するご照会・お申し込み
追録差し替えのご依頼は

ホームページからのお申し込みは
<https://www.daiichihoki.co.jp>

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◇お申し込み方法は以下からお選びください。
 - 下記フリーダイヤルにてお申し込みください。
 - 弊社ホームページにてお申し込みください。
※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご活用いただけます。
 - 本カタログと併せてお届けした申込書にご記入の上、弊社宛にお申し込みください。
 - お客様の地域を担当する弊社社員にお申し込みください。
- ◇お支払い方法（一括払い・分割払い等）やお支払いの時期については、申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

購入後のメンテナンスは？

- ◇追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧にメンテナンス（加除作業）を行います。
- ◇その他、「書籍のページが欠落した」「バインダーが壊れた」等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

TEL 0120-203-694
FAX 0120-302-640

第一法規

検索



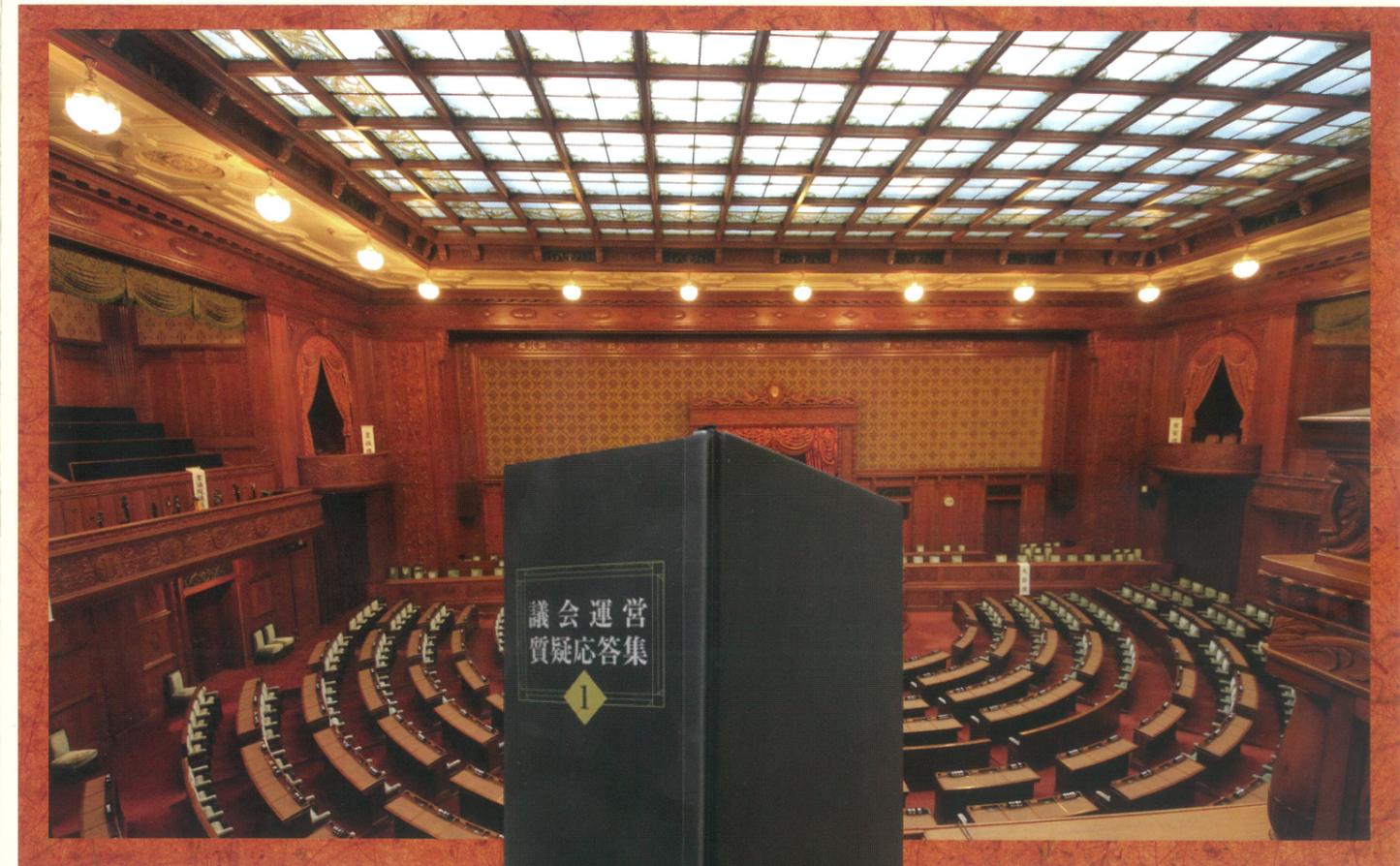
※弊社担当社員に直接ご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用ください。
※フリーダイヤル（TEL）：受付時間は土・日・祝日を除く9:00～17:30とさせていただきます。
※フリーダイヤル（FAX）：24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

議会運営 (612093) 202206 RS

議会運営関係者の疑問に答える一冊！

議会運営質疑応答集

地方議会研究会 編集



第一法規

〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17

体裁 A5判・加除式・全1巻
定価10,780円(本体9,800円+税10%)

地方公共団体の議会をすすめるにあたって生じる手続、権限、質疑などに関するさまざまな問題を解決する質疑応答集！

目次(一部抜粋)

■ゼミナール編

第一編 総則 第二編 普通地方公共団体

- 第一章 通則 市町村合併の議案とその執行について(昭和三八年)
- 第三章 条例および規則 一部事務組合の条例について(昭和五三年)
- 第五章 直接請求 本会議における意見陳述人に係る手続等について(平成一六年)
- 第六章 議会
 - 第一節 組織 在任特例と議員定数条例について(平成一八年)
 - 第二節 権限 財産の取得について(平成元年)／契約のそろわない工事請負契約の議決について(平成三年)

- 第三節 招集および会期 町長の辞職願の取扱いについて(平成一八年)
- 第四節 議長および副議長「立候補制」による正副議長選挙の可否(平成二三年)／議長選挙における立候補制について(令和二年)
- 第五節 委員会 常任委員会の単独設置について(平成一七年)
- 第六節 会議 一事不再議の取扱いについて(平成一三年)
- 第七節 請願 陳情書等の取扱いについて(平成一二年)
- 第八節 議員の辞職および資格の決定 議員の辞職について(昭和五五年)／議員の資格決定の手続きについて(平成二〇年)

- 第九節 紀律 議場へのパソコン持込みの可否(平成二五年)
- 第十節 懲罰 議場外における行為と懲罰について(令和元年)
- 第十一節 議会事務局 議会事務局長の予算執行及び会計事務への対応(平成二四年)

第七章 執行機関

- 第二節 普通地方公共団体の長 課設置条例の提案権、修正権等について(平成二九年)／法第一七六条第四項に規定する再議案件について(令和二年)
- 第三節 委員会および委員 農業委員会会長を兼ねる議員の議会運営上の対応(平成二四年)

第八章 給与その他の給与

- 第一節 議員報酬・費用弁償 議員の費用弁償について(令和二年)
- 第二節 給料・手当・旅費 議員に対する旅費の支給方法について(平成九年)

第九章 財務

- 第二節 予算 行政財産の使用許可に伴う補正予算の取扱い(平成二五年)
- 第三節 収入 繰越明許費の不用額を補正予算の財源として使用できるか(平成七年)
- 第五節 決算 議会の検査権と守秘義務について(平成二七年)

第三編 特別地方公共団体

- 一部事務組合議会の意見書の提出(平成二四年)／町村議会委員会の委員構成替えに伴う広域連合議会議員の選出(平成二五年)

第四編 諸法・その他

- 第三節 公職選挙法 議員欠員の通知の時期について(平成二〇年)
- 第五節 農業委員会等に関する法律 農業委員会委員の議会推薦の語り方(平成二三年)
- 第六節 地方公務員災害補償法 公務災害の適用について(平成元年)
- 第七節 その他・雑件 議員会の慶弔について(平成三〇年)

■誌上講座編

第一編 総則 地方議員の職務・位置づけの明確化とは

第二編 普通地方公共団体

- 第三章 条例および規則 町長の給料を上げる条例を可決後に、三ヵ月間一〇％引下げる条例を審議できるか
- 第五章 直接請求 一部事務組合の事務を監査請求することができるか
- 第六章 議会
 - 第一節 組織 議員定数は偶数、奇数どちらがよいか
 - 第二節 権限 公有自動車のおこした事故による損害賠償の支払方法はどうか／給与条例を修正するとき、予算案も修正すべきか／議会からの監査請求は、監査委員を拘束するか／議員が入札等に出席することはどうか
 - 第三節 招集および会期 議会の会議を議事堂の議場以外で行うことができるか／町長が臨時会を招集し会議が開催された。ところが後日、この臨時会は招集告示がされていないことが判明した。会議は有効であるか／臨時会の付議事件として「豪雪対策」と告示しただけでよいか／中止と休憩は同じ意味か
 - 第四節 議長および副議長 議長選挙で最高得票者が辞退したとき、次点者を繰上げできるか／平成二三年の統一地方選挙で改選を予定していた市町村議会等のうち、東日本大震災の被災地においては選挙が延期されたが、こうした場合、議長や副議長らはそのまま任期が延期されることになるのか／議長が公務により旅行しようとするとき、出張命令はだれが行うのか／臨時議長に就任することを拒否できるか
 - 第五節 委員会 常任委員会に所属することが異議ある議員がいる場合はどうか／常任委員の改選をしたが、付託してあった事件はどうなるか／特別委員会の廃止は、議決によらなければならないか／委員会を秘密会にしたとき委員外議員は傍聴できるか／委員会で、条例を投票表決し、委員長も投票し可否同数になったときの扱いは／委員会で質疑も出尽くしたところ、委員長から、委員として質疑をしたいと申し出があった場合、どうすればよいか／特別委員会による調査
 - 第六節 会議 過半数の原則とは何か／天候などの理由で議員が参集できない場合どうなるか／除斥される議員が退席しないときはどうか／会議で議案に対する質疑中、答弁が不十分なため、議題になっている事件の審議を中止し後日(刻)改めて行うことにしたいときどうするか／予算と条例はどちらを先議すべきか／無記名の人事同意案件の取扱いについて／動機が競合したときの採決の順序は修正案が提出されたときの表決の順序は／氏のみを記載した投票は有効か／一般質問において、関連質問を無制限に許してもよいか／一般質問の方法を一問一答方式で行う町村の状況はどうなっているか

- 第七章 執行機関 再議の撤回をすることができるか

第三編 特別地方公共団体

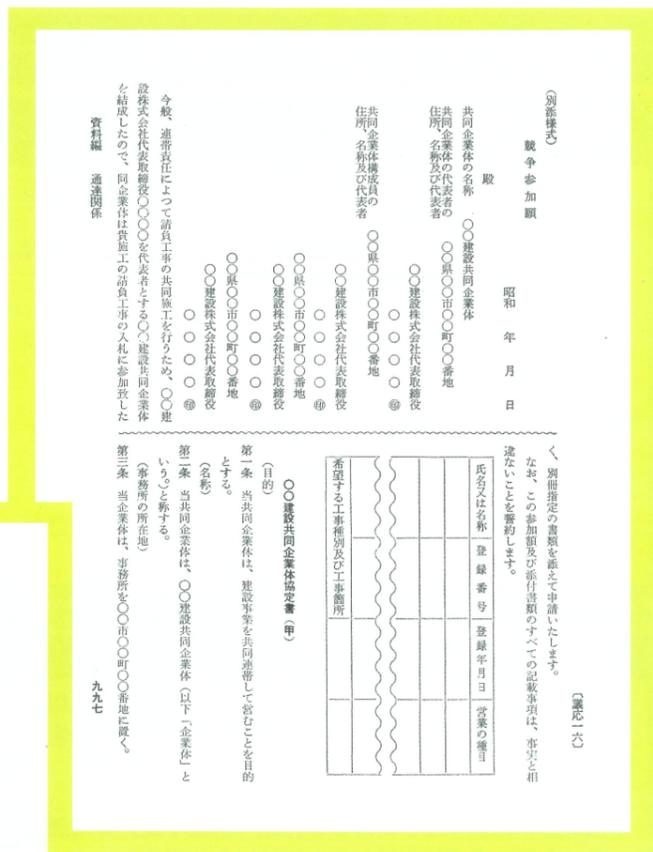
- 一部事務組合議員が定数を超えることになった場合は、どう措置すべきか
- 第四編 諸法・その他

■コンメンタール編

- 第一章 総則
- 第二章 議案及び動議
- 第三章 議事日程
- 第四章 選挙
- 第五章 議事
- 第六章 発言
- 第七章 委員会
- 第八章 表決
- 第九章 請願
- 第十章 秘密会
- 第十一章 辞職及び資格の決定
- 第十二章 規律
- 第十三章 懲罰
- 第十四章 公聴会
- 第十五章 参考人
- 第十六章 会議録
- 第十七章 全員協議会
- 第十八章 議員の派遣
- 第十九章 補則

■委員会報告書編

■資料編



内容見本